

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告まとめ

資料 1－1

【基本目標】	【施策の方向】	【総括】
1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	子育て支援拠点、幼稚園、保育所、認定こども園等で年齢に応じた各種事業を実施し、積極的に親子の遊び場や交流の場を設けている。また、子育てアプリでは他部署と連携しながら、妊娠期から乳児期における情報発信やイベントや事業の案内を随時配信した。「こども家庭・保健センター」を中心に、市内の公共施設において、妊産婦、子育て世帯、こどもからのニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供できるようにしていく。
	(2) 子育て家庭への経済的支援	幼児教育・保育の無償化、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付、医療費の助成等による幅広い援助を実施しており、窓口対応時の案内や関係課との密接な連携により、各種制度の利用に漏れがないよう周知を図った。児童手当は所得制限が撤廃され、支給対象児童を高校生年代まで延長するなど対象者の拡充が行われた。「乳幼児等・こども医療費助成制度」については、令和6年7月1日から制度の対象年齢を高校生相当の方まで引き上げるとともに、1歳から中学3年生までの方の所得制限を撤廃し、すべてのこどもが助成対象となるよう制度の拡充を行った。
	(3) ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対する経済的支援として、医療費の助成や公的住宅への入居の斡旋を行っており、福祉資金の貸付相談等についても窓口や広報紙、ホームページにおいて周知を図った。また、自立に向けた支援のため、母子父子自立支援員を設置し、就労支援員やこども家庭支援員等の関係機関と積極的に連携している。今後は、継続してひとり親家庭への支援を行っていく。
	(4) 親と子の健康づくりの推進	こども家庭・保健センターの母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、継続して育児の不安や負担軽減に取り組んだ。また、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行った。今後も相談しやすい環境整備を進め、子育て家庭がゆとりを持って子育てをできるようにしていく。
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターを中心に、保護者への積極的な声かけにより、保護者が相談できるきっかけづくりを行った。多様な相談内容に細やかに対応するため、こども家庭・保健センターと連携を図り対応した。また、県の実施する子育て支援員研修についても積極的に周知を行うとともに、子育て支援の担い手となる人材の育成に継続的に取り組んでおり、応募者は増加している。
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	認可保育所2園が幼保連携型認定こども園に移行し、令和6年4月に開園したことで、多様な保護者のニーズに応えることができた。今後も引き続き、人口動態を見極めながら待機児童対策に取り組んでいく。市立幼稚園においては、岩園幼稚園の3歳児保育について検証を行ない、令和5年度から本格実施となった。
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、児童がスムーズに小学校へ就学できるよう、小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」を行った。また、各学校園で幼児の小学校図書館訪問、保育者と教員の研究会や連絡会等の交流を行った。今後も小学校区を中心とした小学校と就学前施設との交流を深め、円滑な接続につながるような取り組みを行っていく。
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	こども同士が集まり、交流できる場として、子育てセンター、児童センター、あしや市民活動センター、潮芦屋交流センターの貸室などを提供し、こどもたちの生活時間に合わせて参加しやすい事業を実施した。今後も、全庁的に連携を図りながら、子育てサポートブックや子育てアプリなどの媒体を活用し、こどもたちが安心して過ごせる居場所や実施事業に関する情報発信を積極的に行っていく。
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	小学校、幼稚園、保育所、認定こども園において、定期的に交通安全教室を開催し、こどもたちに啓発活動を行った。また、非常事態に職員やこどもが落ち着いて対応できるよう、火災訓練や地震、津波、不審者を想定した訓練を行った。さらに、下校時の青色回転灯付パトロール車による安全パトロールの実施や青少年育成愛護委員による街頭巡視活動や通学路の定期点検など、地域を含めた関係機関が連携して取組を行った。今後も、安全・安心なまちづくりを目指し、取組を進める。
	(3) 児童虐待防止対策の推進	令和5年4月より、こども家庭・保健センターを開設し、こどもを取り巻く様々な環境に対応し、児童虐待の発生の未然防止、早期発見、早期対応のため、相談・支援体制を強化し対応の充実を図った。教育委員会では、専門のカウンセラーや電話相談員による相談事業を実施し、小・中学生に限らず高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながった。
	(4) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	インクルーシブ教育・保育研修会を行い、配慮を必要とするこどもたちへのより良い支援につなげていった。また、医療的ケアを必要とするこどもについては、「医療的ケア児保育支援会議」を開催し、医師、保健師等関係機関と連携し、情報共有を行った。こども一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援に加え、途切れない支援を行うことができるようサポートファイルの普及・啓発を行った。
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	父親が子育てに関わりを持ち、現状の生活や働き方を見直す機会を提供した。時間外保育事業(延長保育事業)や病児保育事業などを実施し、多様なニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めた。また、放課後児童健全育成事業では、精道小学校敷地内にプレハブ施設をリース契約で新設した。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	育児休業を長期間取得する保護者が増加傾向にあり、復職を希望する時期も多様化しているため、継続して利用者支援事業を実施し、相談業務の中で復職を希望する時期の入所状況に関する情報提供を行っている。今後も保護者に適切な助言を行い、産休・育休からスムーズに復帰できるよう継続して支援を行っていく。